

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は水戸証券株式会社と称する。

英文ではMito Securities Co., Ltd. とする。

### (目 的)

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする。

(1) 金融商品取引法（その後の改定・変更等を含む。）に定める金融商品取引業  
および同法に規定するその他の業務

(2) 前号に附帯または関連する業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都文京区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、194,600,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置くことができる。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集の時期および場所)

第12条 定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

2 株主総会は東京都区内または茨城県水戸市において招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会長または社長が招集し、議長となる。

2 会長および社長共に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員 数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

### (選任の方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

### (取締役の解任)

第20条 取締役の解任は株主総会において行う。

2 前項の解任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。  
4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第23条 業務執行上重要な事項は、取締役会の決議により決定する。

- 2 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役が招集し議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
- 3 取締役会を招集するときは、各取締役に対し会日から4日前までにその通知を発する。ただし緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 5 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日から4日前までにその通知を発する。ただし緊急に招集の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会規程)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第30条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
3 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても

受領されないときは当会社は支払義務を免れる。

(附則)

(本店所在地の移転に関する経過措置)

- 第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、取締役会の決議により決定する本店移転日（2022年12月31日以前の日とする。）に効力を生ずるものとする。
- 2 本条は、前項に定める日後にこれを削除するものとし、当該削除に伴い、次条以下の条数を繰り上げる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
- 3 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除するものとし、当該削除に伴い、次条の条数を繰り上げる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第3条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 本条は、第77回定時株主総会終結の時から10年を経過した日後にこれを削除する。